

特集《著作権》

教育の情報化に対応した権利制限規定（改正著作権法第35条）

会員・新潟大学 教授 宮田 敦久, 会員 岩本 牧子



要 約

著作権法第35条では、平成30年改正前から原則として、学校等の教育機関における授業の過程で必要かつ適切な範囲で、著作物等のコピーや遠隔合同授業における公衆送信を著作権者の許諾を得ることなく行うことを認めてきた。

また、平成30年の改正著作権法第35条では、急速に拡大しているICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した教育における著作物利用の円滑化を図るため、オンライン授業等での公衆送信についても補償金を支払うことを条件として無許諾で行うことが可能となった。

本稿では、著作権法第35条制定の経緯からその内容及び運用指針を概説するとともに補償金の取扱い及び昨今の新型コロナウイルスの影響下での教育機関における教育の情報化の現状と今後について論じる。

目次

- 1 はじめに
- 2 著作権法第35条改正の経緯
- 3 改正著作権法第35条の内容
- 4 改正著作権法第35条運用指針
 - (1) 学校その他の教育機関とは？
 - (2) 授業とは？
 - (3) 教育を担当する者及び授業を受ける者とは？
 - (4) 必要と認められる限度とは？
 - (5) 著作権者の利益を不当に害する場合は？
- 5 授業目的公衆送信補償金
 - (1) 補償金の額は？
 - (2) 補償金の分配方法は？
- 6 教育機関における教育の情報化の現状と今後
- 7 おわりに

1 はじめに

ICTの進展は、教育の環境にも大きな変化をもたらしており、学校等の教育機関では、新型コロナウイルスの影響を受けて、インターネットを利用したオンライン授業が、急速に拡大している。

オンライン授業を行う場合、著作物である講義の映像、音声、教材がインターネットを通じて、生徒・学生に公衆送信されることになる。教員が行う講義の映像や音声の著作物は、その教員が著作者であるため、教員がオンライン授業を行うことを了解していれば、

著作権法上の問題は生じない。また、講義で使用する教材についてもその教員が独自に作成したもの又は、教材中に他者が著作権を有する著作物を著作権法第32条（引用）の規定に従い引用しているのであれば、そもそも著作権法上の問題は生じない。

しかしながら、引用の範囲を超えて他者が著作権を有する著作物を教材中で利用する場合には、著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）が認める範囲であることが必要となる。

著作権法第35条では、平成30年改正前から原則として、教育機関における授業の過程で必要かつ適切な範囲で、著作物等のコピーや遠隔合同授業における公衆送信を著作権者の許諾を得ることなく行うことを認めており、平成30年の改正著作権法第35条では、オンライン授業等での公衆送信についても補償金を支払うことを条件として無許諾で行うことを可能とした。

2 著作権法第35条改正の経緯

著作者には、著作物を複製する権利や公衆送信する権利等があるが、学校教育においては、一定の要件の下、権利制限規定が設けられている。学校教育は創作活動の原点であり、学校教育において、公表された著作物を利用することは、新たな創作活動を促進し、文化の発展のためには必要不可欠と言えるからである。

昭和45年までの旧著作権法においては、教育上の

教科用図書のための正当範囲内の複製（普通教育上ノ修身書及読本ノ目的ニ供スル為ニ正当ノ範囲内ニ於テ抜萃蒐輯（ばっすいしゅうしゅう）スルコト）は認められていたが（旧著作権法第30条第1項第3号）、学校教育の観点からの権利制限は極めて限られたものであった。その後、昭和46年に施行された現行著作権法では、著作権法第33条～第36条の権利制限規定が設けられ、学校教育における著作物の自由利用の範囲が広がられた。

現行著作権法第33条～第36条は次のとおり規定されている。著作権法第33条（教科用図書等への掲載）では、公表された著作物を教科用図書に掲載することができるとしている。対象となる教科用図書は、学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校等の初等中等教育機関で使用される図書が該当する。大学等の高等教育機関で、教員が指定する図書は、教科用図書には該当しない。著作権法第34条（学校教育番組の放送等）では、公表された著作物を学校向けの放送又は有線放送の番組において利用できるとしている。

著作権法第36条（試験問題としての複製等）では、公表された著作物を入学試験等の試験・検定の目的上必要な限度において利用できるとしている。入学試験等は、機密性が要求されるため事前に著

作権者の許諾を得ることはできないためである。

そして、著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）は、教育現場で認められる著作物の自由利用の中心となる規定であり、平成15年の改正を経て定められた内容は、教育機関で行われる授業においては、「教育を担当する者」と「授業を受ける者」は、著作権法第32条で規定する「引用」の要件に関わらず、「その授業の過程における使用」であれば、教科書の大部分をコピーするような著作権者の利益を不当に害する場合を除き、公表された著作物をコピー（複製）することができるというものであった。

また、対面型授業（主会場）の授業映像を遠隔地の他の教室（副会場）にリアルタイムで中継する合同の授業（遠隔合同授業）を行うために、著作物を公衆送信することも可能としていた。

しかしながら、遠隔合同授業以外のオンライン授業、授業の教材等の学生へのメール送信やサーバーへのアップロードは、著作権法第35条の対象とはなっていないため、原則どおり著作権者から利用の都度、許諾を得なければならなかった。そのため、教育関係者からは、昨今のICTを積極的に活用する教育において、必要な著作物を円滑に利用できるように制度の見直しを求める声があった。一方、著作権者側か

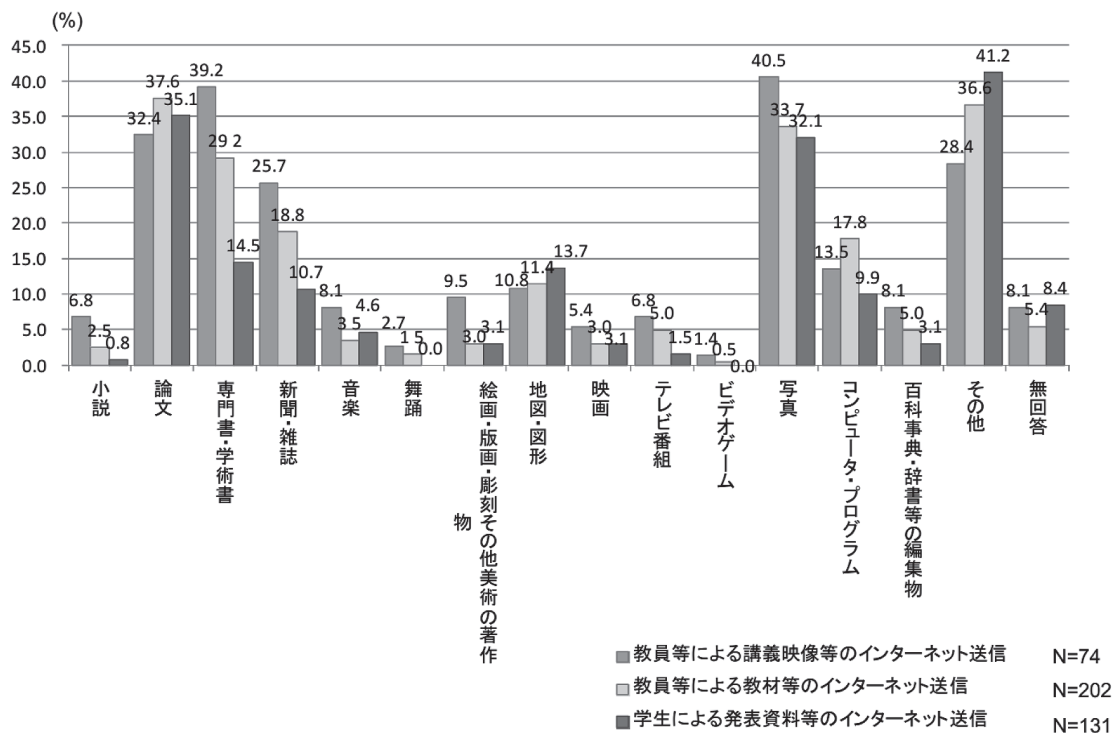


図1 高等教育機関でのICT活用教育において利用されている著作物の種類

らは、教育現場における適切な著作物の利用と複製についても補償金の支払いを求める意見が出された⁽¹⁾。

そこで、教育現場における著作権者から利用の都度、許諾を得なければならないという煩雑な手続きを解消し、かつ著作権者の適切な保護を図るため、平成30年に第35条の改正が行われた。

なお、図1は、平成26年度文化庁委託事業「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究報告書」（平成27年3月）⁽²⁾において、大学等の高等教育機関で利用されている著作物の種類をアンケート調査された結果である。大学等の高等教育機関では、写真、論文、専門書・学術書が多く、その他、新聞・雑誌、プログラム、百科事典、地図、テレビ番組、音楽など様々な著作物が利用されているようである。

3 改正著作権法第35条の内容

改正著作権法第35条は、以下のように規定されている。

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合

において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

第1項により、教育を担任する者の居室又はスタジオから授業を受ける者の自宅等へのリアルタイムでの授業映像のオンライン配信、授業を受ける者がアーカイブされた授業の録画映像を何時でも視聴できるオンデマンド配信、並びに授業の教材等のファイルのメール送信及びLMS（Learning Management System：学習管理システム）等のサーバーへのアップロードについて著作権者の許諾が不要となった。

ただし、教育を担任する者同士間又は教育機関間で教材等をサーバーで共有することは、その授業の過程とは言えないため第1項の適用外である。教育の質及び効率を高めるには、教育を担任する者同士で教材等の共同利用ができるようにすることは有効であり、教材等の共同利用も含めて欲しいとの要望もあったが、平成30年改正での適用は見送られている⁽³⁾。

第2項により、授業目的公衆送信補償金制度（以下、本制度という）が創設された。本制度では、文化庁長官が指定する管理団体（（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS））⁽⁴⁾への授業目的公衆送信補償金の支払いを条件として、第1項に規定された公衆送信において著作物が適法に利用できるようにした。この利用できる著作物には、外国の著作物や（一社）日本音楽著作権協会（JASRAC）等の権利者団体に加入していない者の著作物も含まれる。

このような、教育機関を対象とした補償金制度は、イギリス、フランス、ドイツ等の諸外国では、施行されており、我が国独自の制度ではない。

本制度は、当初、令和3年5月24日までに施行するとされていたが、新型コロナウイルスの影響により各教育機関では、従来の対面型主体の授業形態から非対面型のオンライン授業が急速に拡大した状況にあり、このような状況に早急に対応する必要があったため、予定を早め、令和2年4月28日から施行された。

授業目的公衆送信補償金に係る文化庁長官が指定する管理団体（（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS））については、著作権法第104条の11（授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使）、



文化庁「著作権法の一部を改正する法律概要説明資料」⁽⁵⁾ 12頁より

同法第104条の12（指定の基準）、同法第104条の13（授業目的公衆送信補償金の額）、同法第104条の14（補償金関係業務の執行に関する規程）、同法第104条の15（著作権等の保護に関する事業等のための支出）、同法第104条の16（報告の徴収等）、同法第104条の17（政令への委任）において規定されている。

4 改正著作権法第35条運用指針

改正著作権法第35条は、「著作権者の利益を不当に害する場合」を除き、「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者及び授業を受ける者」に対して、無許諾・無償又は「補償金」を支払うことにより、「授業」の過程で、その「必要と認められる限度」において、公表された著作物を①著作物を複製・公衆送信すること、②受信装置を用いて公に伝達することを認めており、この運用については、「改正著作権法第35条運用指針（令和3年（2021）年度版）」⁽⁶⁾が示されている。この運用指針では、学校その他の教育機関、授業、教育を担当する者及び授業を受ける者、補償金、必要と認められる限度、著作権者の利益を不当に害する場合などの取扱いについて解説している。

なお、この運用指針は、権利者側と利用者側の申し合わせであり法的拘束力はなく、適宜アップデートされるものと考えられる。以下、この運用指針の一部の内容及びその解釈を概観する。

(1) 学校その他の教育機関とは？

組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関であり、学校教育法その他根拠法令（地方自治体が定める条例・規則を含む）に基づいて設置された機関及びこれらに準ずる機関である幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、大学校、公民館、博物館、美術館、図書館等の営利目的ではない教育機関は、学校に該当する。

一方、営利目的の会社や個人経営の教育施設、専修学校等の認可を受けていない予備校・塾、カルチャーセンター、企業等の研修施設は、学校には該当しない。

(2) 授業とは？

「授業」とは、教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動であり、講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、学校が主催する公開講座、教員の免許状更新講習等は、授業に該当する。学習者による予習、復習は授業の過程に該当する。

一方、教職員会議・研修、保護者会、学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等は、授業に該当しない。

ただし、授業に該当したとしても複製・公衆送信することができるのは、「公表された著作物」であるため学生の優秀レポート等をその学生の許諾なく、授業で使用する教材として、他の学生へメール送信すること又はLMS等のサーバーへアップロードすることはできない。学生のレポートは、通常、公衆には提示さ

れていないため公表された著作物にはならないためである⁽⁷⁾。

なお、学生以外でも視聴できるOCW（Open Course Ware）での教材公開やMOOC（Massive Open Online Courses：大規模オンライン公開講座）も、この運用指針では、「授業」に該当する例には挙げられていない⁽⁸⁾。

OCWは、大学で正規に提供されている講義のインターネットによる無償提供である。MOOCは、履修者が大規模であり、1科目単位でインターネットにより無償提供される講義であり、米国の大学が開講するMOOCの人気講義では履修者が10万人を超えるものもある。OCWもMOOCもオンラインのオンデマンド授業であるが、①大学等の正規の教育課程ではないこと、②無償提供ではあるものの実験としての試みや大学等での広報的な機能としての位置づけであること、③学校が主催する公開講座と比較して履修者は不特定多数なり得ることから通常の授業を受ける者の範囲を超えて著作物が公衆送信されることが想定される。

つまり、OCWやMOOCは、オンデマンド授業ではあるものの著作権者の利益を不当に害することも考えられるため現状、「授業」に該当する例には挙げられていないと考えられる。

さらに、誰でも視聴可能なウェブサイト上に教材や授業動画をアップロードすることはできない。しかしながら、オンデマンド授業等において、YouTube（登録商標）等の動画配信サービスを利用する場合、非公開又は限定公開とすることによって受信者を「授業を受ける者」に限定すれば、「授業」として取り扱うことができる。

（3） 教育を担任する者及び授業を受ける者とは？

「教育を担任する者」とは、授業を実際に行う教員であり、教諭、教授、講師等の名称、教員免許の有無、常勤・非常勤等の雇用形態は問わない。

よって、雇用関係にはない学校外の講師をスポットで招聘し、特別講義等を行ってもその講師は教育を担任する者に該当する。

また、学校の管理下で教員の指示を受けて、TA（Teaching Assistant）や事務職員等の教育支援者・補助者が行う行為は、教員の行為に該当する。

「授業を受ける者」とは、教員の学習支援を受けている又は指導下にある履修者であり、名称や年齢を問

わず、実際に学習する児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等が該当する。

（4） 必要と認められる限度とは？

クラス単位や授業単位までの数の複製・送信や授業参観の参加者への資料の複製・送信は必要と認められる限度と考えられる。授業の教材等をサーバーにアップロードする際にID・パスワードでアクセス管理を行い、アクセス可能な人数を制限することで、必要と認められる限度の要件を確保することができると考えられる。

一方、教材等をインターネット上で何人も参照可能なようにする公開は必要と認められる限度には該当しない。また、必要と認められる限度には該当するとしても「著作権者の利益を不当に害する場合」には、権利は制限されず、著作権者の許諾が必要となる。

（5） 著作権者の利益を不当に害する場合とは？

履修期間中の検定教科書及び新聞記事、写真、絵画等の著作物の複製・公衆送信は、著作権者の利益を不当に害する可能性は低い。

一方、1ライセンスのみ購入したソフトウェアを公衆送信することやドリル・問題集1冊分を複製・公衆送信することは著作権者の利益を不当に害する可能性が高い。これらのソフトウェアやドリル・問題集は、本来、それぞれの生徒・学生が購入すべきであり、複製・公衆送信により、売上げが低下又は販路を阻害するような場合は著作権者の利益を不当に害することになる。

ただし、ドリル・問題集を持参するのを忘れた生徒・学生に対してドリル・問題集の一部をコピーして渡すような場合には、許諾は不要と考えられる。

また、殆どの生徒・学生が原本に接することができると考えられる文献は、原本の購入者層を害さないため相当頁数を複製して問題ないと考えられている。同様に絶版で復刻が見込まれない文献も、市販されている文献を購入するという代替案がないため相当頁数の複製が認められると考えられている⁽⁹⁾。

なお、YouTube（登録商標）等の動画配信サービスなどの動画をオンライン授業で使用することも著作権者の利益を不当に害することなく、かつ利用規約に反しなければ可能となる。YouTube（登録商標）の利用規約⁽¹⁰⁾では、「本サービスを個人的、非営利的な

用途以外でコンテンツを視聴するために利用すること」は禁止されているが、非営利の学校その他の教育機関での動画の利用は、利用規約に違反しないと考えられる。

しかしながら、映画やドラマなどをストリーミングで配信するNETFLIX（登録商標）の利用規約⁽¹¹⁾では、「Netflix サービスおよび当該サービスを通じて視聴されるコンテンツは、お客様の個人的な非商業的用途に限るものとし、お客様のご家庭以外の方と共有することはできません。」と規定されており、NETFLIX（登録商標）の動画を授業の過程で使用することは、著作権者の利益を不当に害することがなくとも利用規約に違反することになる。

5 授業目的公衆送信補償金

本制度は、当初の予定より早く施行されたことから、授業目的公衆送信補償金については、令和2年度に限り、特例措置として無償とされた。令和3年度以降の補償金については、教育関係者、有識者、権利者で構成する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」での協議及び文化審議会の諮問を経て、令和2年12月18日に文化庁長官より認可⁽¹²⁾がなされた。

授業目的公衆送信補償金は、教育機関の設置者が一年に一回、一年分を一括して支払うことになる。公立の小学校、中学校、高等学校であれば、教育委員会が設置者であり、私立の教育機関は、学校法人が設置者となる。国立大学は、平成16年に法人化されているため国立大学法人が設置者となる。

（1）補償金の額は？

生徒・学生1人当たりの補償金額（年額）は、幼稚園が60円、小学校が120円、中学校が180円、高等学校が420円、大学が720円である。各教育機関での補償金の年額は、1人当たりの補償金額に生徒・学生の総数を乗じた額となる⁽¹³⁾。

例えば、園児数が100人の幼稚園では、6,000円／年、生徒数が500人の小学校では、6万円／年、生徒数が500人の中学校では、9万円／年、生徒数が1,000人の高等学校では、42万円／年、学生数が1万人の大学では、720万円／年となる。また、学生数が5万人を超える大規模な私立大学では、3,600万円／年を超えることになり、初等中等教育機関での補償金は低廉に抑えられているものの大規模な高等教育機関で

は、補償金が高額となる。

これらの補償金については、各教育機関での負担の軽減のため、文部科学省では、公立学校等については地方財政措置を講じ、国立大学や私立学校等については、運営費交付金や私学助成に必要となる経費として令和3年度予算に計上されている。

また、学校その他の教育機関が実施する公開講座の場合は、1講座30名を1単位とし、10単位300名の補償金額を3,000円とする。

例えば、20名の公開講座を8講座、60名の公開講座を5講座及び250名の講座を1講座実施した場合、 $20 \text{名} \times 8 \text{講座} = 160 \text{名}$ 、 $60 \text{名} \times 5 \text{講座} = 300 \text{名}$ 及び $250 \text{名} \times 1 \text{講座} = 250 \text{名}$ の合計は710名となり、710名を30名1単位で換算すると23.7単位となる。その結果必要となる補償金額は30単位分となり、 $3,000 \text{円} \times 3 = 9,000 \text{円}$ となる。

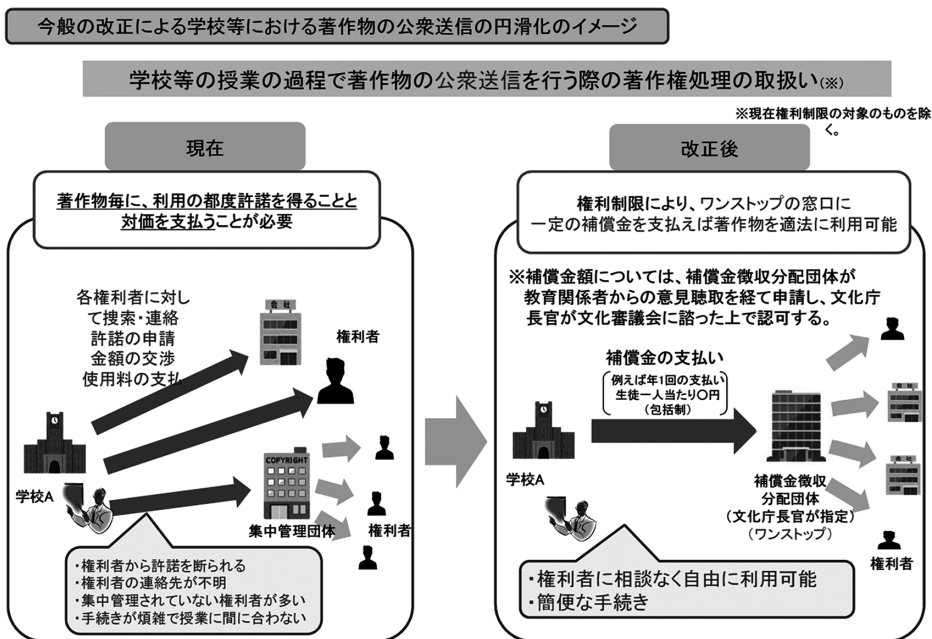
なお、補償金の算定には、平成29年度文化庁委託事業「ICT活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンス環境等に関する調査研究報告書」⁽¹⁴⁾も参考にされている。外国では教育目的利用についても補償金を要することが一般的である。

例えば、イギリスでの生徒・学生1人当たりの補償金額（年額）は、初等中等教育が6.4ポンド（約922円）、高等教育が9.77ポンド（約1,407円）となっている。フランスでの生徒・学生1人当たりの補償金額（年額）は、初等教育が1.21ユーロ（約152円）、中等教育が1.80ユーロ（約227円）～3.5ユーロ（約441円）、高等教育が2.62ユーロ（約330円）～5.18ユーロ（約653円）となっている。アメリカでは、補償金制度は無く、フェアユースに該当しない場合には、従量制のライセンスを利用している。学生1人当たりのライセンス料（年額）は、高等教育が2～12ドル（約224～約1,344円）である。

各国の法制度及び経済事情等の相違により単純な比較は困難であるが、我が国の補償金額はそう高額ではないとも思われる。

（2）補償金の分配方法は？

補償金については、（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が、教育機関でのサンプル方式の実態調査に基づき補償金を著作権者に分配するとのことである。正確な分配を行うためには精緻な実態調査が必要であるが、教育機関の負担軽減のため



文化庁「著作権法の一部を改正する法律概要説明資料」⁽¹⁶⁾ 14頁より

実態調査は、5年、8年又は10年に一度等の頻度で行うとのことである。令和2年度は、任意の100の教育機関に対して、サンプル方式の実態調査を行ったとのことである。令和3年度は、約1,000の教育機関に対して、サンプル方式の実態調査が予定されている。実態調査の利用報告に基づく1著作物あたりの分配額は、「補償金総額 ÷ (総著作物 × 総履修者人数) × 当該著作物の履修者人数」により算出される⁽¹⁵⁾。補償金の著作者への分配は、著作物の分野毎の分配業務を行う能力のある複数の権利者団体等（分配業務受託団体）を選定し委託するとのことである。ただし、著作権者に分配できない補償金がある程度想定されるため、それらは、著作者や教育全体の利益に資する事業に使用されるとのことである。

なお、補償金の文化庁長官の認可において、SARTRASが補償金の個々の権利者への分配方法の詳細（権利者不明等の場合の分配方法を含む）を明らかにするとともに、利用者を含め広く社会に対し、より丁寧に説明すべきであるとの条件が付されている。

6 教育機関における教育の情報化の現状と今後

令和2年度以前は、学生などが予習復習のために授業の録画動画をオンデマンドで視聴することが行われていたが、多くの教育機関では、リアルタイムでのオンライン授業は一般的ではなかった。

一方、令和2年度以降は、新型コロナウイルスの影響により、非対面型のオンライン授業が急速に拡大し

た。オンライン授業には、リアルタイムで授業を受ける形態とオンライン授業の録画動画を非同期で視聴するオンデマンドの形態がある。

リアルタイムのオンライン授業では、Zoom（登録商標）、GOOGLEMEET（登録商標）、MICROSOFT TEAMS（登録商標）等のリアルタイムネットミーティングシステムを利用して、授業を学生の自宅等に配信する。リアルタイムのオンライン授業では、授業時間中に教員と学生の相互のコミュニケーションを行うことができる。また、グループを分けて学生同士でのディスカッションもネット上で行うことも可能である。

オンデマンド型の授業では、YouTube（登録商標）等の動画配信サービスで講義資料や講義動画を配信して学生はいつでもどこからでもネットにアクセスして授業を受けることができる。基本的には、教員から学生に対しての一方型授業であるが、何度でも反復して学習することができる。

なお、令和3年5月25日には、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査（結果）」⁽¹⁷⁾が公表されている。この調査では、無作為に抽出した国公立大学・高等専門学校等の1,744人の学生からの有効回答を得ている。令和2年度後期に履修した授業のうち、オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した学生は、全体の6割であった。全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合の方が多かったようである。オンライン授業の良い点としては、自分の選

んだ場所で授業を受けられることや、自分のペースで学習できることが多く回答された一方で、悪い点としては、友人と受けられない、レポート等の課題が多い、質問等双方向のやりとりの機会が少ない、対面授業より理解しにくいなどが多く回答されていた。

さらに、令和3年度以降は、実際に学生が出席している教室での対面授業をリアルタイムでオンライン中継するいわゆるハイブリッド形式の授業も拡大している。これは、新型コロナウイルスが蔓延している状況下であってもできるだけ対面型の授業を行うため、実際に教室に出席する学生数を少なくしつつ、教室に出席しない学生は、オンラインで授業を受けるようにしている。このようなハイブリッド形式の授業は、学生に選択肢を与えると共に、留学生等、遠隔から授業に出席せざるを得ない学生にとっては、利便性が高いと考えられる。

このようなオンライン授業は、知識の提供型の講義形式の授業には有効ではあるものの実験や実技、又は学生同士の議論により学ぶ現場実習型及び相互に学び合う形式の授業には、課題が残る。また、現状のオンライン授業では、教員と学生の感情、表情、目線、温度感、空気感といったものは、対面ではないと伝わり難い。

さらに、オンライン授業は、従来の対面授業のみの授業に比べて、授業を担当する教員の授業運営の負荷が増加することも課題であると思われる。オンライン授業の普及及び質を高めていくためには、授業を行う教員のみならず、授業の企画・運営を支援するスタッフの協力及び教育環境の整備のための資金も必要不可欠であると考ええる。

7 おわりに

今後、新型コロナウイルスの問題が収束した後も従来のような対面型のみでの授業形態に戻ることはなく、対面型授業と非対面型授業の双方を活用したハイブリッド型の授業形態に移行していくと考えられる。また、オンライン授業は時間と場所が制約されないことから授業のコンテンツは、国内外で共有可能となっていく、複数の教育機関相互での単位互換も進展していくものと思われる。このようなオンライン授業は、社会人のリカレント教育にも変革をもたらすと考えられる。

さらに、ICTのさらなる進展により人工知能技術を利用した多言語同時翻訳をオンライン授業に適用す

ることにより外国語での授業を即時に母国語への音声又は文字情報に翻訳することも可能となると考えられる。オンライン授業は従来の対面型授業では実現できなかった言語の壁及び国境を越えた教育並びに視聴覚障害等を持つ者への新たな教育機会の提供の実現といったこれまで不可能であった教育形態の可能性を開くと想定される。

そして、このような教育環境のドラスティックな変化に伴い、授業目的公衆送信補償金制度も含めた著作権制度は、今後も引き続き変革していくことになると思われる。

ポスト新型コロナウイルス時代に向けて、弁護士、弁理士等の知的財産制度に関わる専門家は、教育を担当する者及び授業を受ける者のみならず、ICTを活用する者すべてに対して、教育の情報化に対応した権利制限規定の普及啓発に努めていかなければならないと考える。

以上

(注)

- (1)文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について」https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/
- (2)平成26年度文化庁委託事業「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究報告書」,株式会社電通,2015年3月,P16 https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h27_ict_katsuyo_hokokusho.pdf
- (3)中山信弘「著作権法第3版」,有斐閣,2020年,P416
- (4)(一社)授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS) <https://sartras.or.jp/>
- (5)文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について」https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/
- (6)著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」,2020年12月 https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf
- (7)上野達弘 編「教育現場と研究者のための著作権ガイド」,有斐閣,2021年,P31
- (8)芳賀高洋「オンライン教育と著作権－改正著作権法第35条の施行と課題－」,IEICE Fundamentals Review Vol.14, No.3,電子情報通信学会,2021年,P209
- (9)田村義之「著作権法概説第2版」,有斐閣,2001年,P237
- (10)YouTube 利用規約 <https://www.youtube.com/static?template=terms&hl=ja&gl=JP>
- (11)Netflix 利用規約 <https://help.netflix.com/ja/legal/terms>

ofuse

- (12) 文化庁「授業目的公衆送信補償金の額の認可について」, 2020年12月 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>
- (13) SARTRAS「授業目的公衆送信補償金規程」, 2020年12月 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92728101_04.pdf
- (14) 平成29年度文化庁委託事業「ICT活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンス環境等に関する調査研究」, 2018年3月 https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_07.pdf

- (15) SARTRAS「お支払手続きと権利者への分配方法について」, 2021年1月 https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/tetsuzukibunpai_sartras_20210129.pdf
- (16) 文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/
- (17) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査（結果）」, 2021年5月 https://www.mext.go.jp/content/20210525-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(原稿受領 2021.7.30)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 橋本 清
同 加藤 佳史

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1テーマにつき1原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。